

意見書

2件の意見書を可決し、12月9日に提出しました。

●知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は身体障害者福祉法で定義され、精神障がい者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、知的障害者福祉法で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付、運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付、運営されている。

知的障がいについては、自治体により障がいの程度区分に差があり、

また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、精神障害者保健福祉手帳を交付するところ、療育手帳を交付するところ、その両方を交付するところなど、様々な自治体がある。

よって、本区議会は、国に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政、手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月9日

▷宛先・厚生労働大臣

●子育て世帯への総合的な支援を求める意見書

東京23区の11月の消費者物価指数は、昨年同月と比べて3.8%の上昇を記録し、12か月連続の上昇となった。この上昇率は、消費税率引上げの影響を除くと、平成4年以来、約30年ぶりの高い水準であり、区民や区内事業者の日常生活に著しい影響を与えている。

学校給食においても食材料費の高騰の影響を受け、メニューのやりくりなどの対応を余儀なくされている。

本区では食材購入費補助として約1.5億円を拠出し、物価高騰が続く中で保護者負担の増加につながらないように対応を行ってきた。

ロシアによるウクライナ侵略等を発端とした食料価格の高騰や日米金利差を起因とした円安は今後も続くことが見込まれ、賃金上昇を伴わない局面での生活必需品等の高騰が続くことによる、各家庭への影響は計り知れない。

そうした中、我が国の出生数は過去最少を更新し続け、人口が11年連続で減少を続けるなど、人口減少に歯止めがかかっていない。

本区議会は、誰もが子どもを産み育てやすい社会の形成を通じ、我が国の長年の課題である出生数の改善を目指すため、「子育て支援の拡充を求める意見書」を令和4年6月に関係機関へ提出した。

少子化が加速する中、子育て施策は国の将来に関わる最重要課題であり、妊娠・出産・育児・教育・労働政策など、総合的な観点から国

全体で考えていくことが重要と考える。その中には子育て支援における所得制限の在り方や学校給食を含めた教育費負担の在り方など、法改正も含めた従来の発想に捉われない大胆な議論が必要と考える。

よって、本区議会は国会並びに政府に対し、以下の事項を要望する。

記

1 子育て支援における所得制限の在り方や学校給食を含めた教育費負担の在り方など、従来の発想に捉われない大胆な議論を行い、子育て家庭への総合的な施策を国全体で考えていくこと。

2 学校給食の食材料費高騰への対策に対する財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月9日

▷宛先・衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）

声 明

11月21日に、区長と議長が連名で表明しました。

●北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する声明

本年11月18日午前10時14分頃、北朝鮮が、平壤近郊から1発の弾道ミサイルを東方向に発射し、午前11時23分頃、北海道渡島大島の西方約200キロメートルの我が国排他的経済水域（EEZ）内に落下したものと推定されている。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強くミサイル発射の自制を求めてきたにもかかわらず、幾度も発射を強行し、我が国の排他的経済水域に落下したことは、我が国のみならず東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、許しがた

い暴挙である。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議や、日朝平壤宣言にも違反することは明らかである。

よって、練馬区および練馬区議会は、北朝鮮のミサイル発射に対して厳重に抗議するとともに、国連安全保障理事会決議等に違反する行為を今後行わないよう強く求めることをここに表明する。

令和4年11月21日

定例会の開催予定

次回の定例会は、**2月6日(月)から開催する予定です。**

本会議、各委員会の開催日時や傍聴等については、ホームページでご覧いただくか、お問い合わせください。手話通訳をご希望の方は、事前にお申し出ください。

◇ **あ と が き** ◇

区議会だより第227号をお届けいたします。本号は令和4年第四回定例会の内容を中心に編集いたしました。ご要望がございましたら、議会事務局までお寄せください。

◇ 広報・図書委員会 ◇

委員長 田中よしゆき
委員 宮原よしひこ
委員 井上勇一郎
委員 有馬がき圭子

短 信

●住所・電話番号の変更

島田 拓議員
〈新住所〉
旭町1-1-15
〈新電話番号〉
5997-5014

渡辺 てる子議員
〈新住所〉
東大泉
5-36-17-303
〈新電話番号〉
070-8383-4589

政治家は贈らない 有権者は求めない

●政治家からの寄附は禁止

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。*

●政治家に対する寄附の要求も禁止

有権者が政治家に対して寄附を出すよう勧誘・要求することも禁止されています。*

●時候のあいさつ状を出すことは禁止

政治家が時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。

※行事等の開催通知に会費の金額が明記されている場合は除きます。